

投資奨励恩典に基づき輸入された機械の抵当権設定申請書（非公式訳）

1. 社名_____（Tax ID_____）

奨励された業種_____奨励証書番号_____日付_____

事業規模_____

プロジェクト全体完成締切日_____操業許可日_____

担当者名_____電話_____内線_____ファックス_____メール_____

2. 免税・減税された機械の抵当権設定当事者_____

その住所は_____番、_____通り/ソイ

タムボン_____アンパー_____チャンワット_____

以下の条件を承諾する。

1. 抵当権設定当権者が 1977 年投資促進法第 42 条に基づき抵当機械の関税を支払うことができない場合、抵当権設定者である奨励者が関税法に基づく関税に責任を取る。

2. 抵当権が消滅した場合、会社は裁判が受け付けた日より 15 日間以内に書面で事務局に通告しなければ、抵当権設定した全点の機械の輸入関税を全額払う責任をとらなければならない。

署名_____（代表）

（社印）

（_____）

（担当官用）

部長殿 _____ _____ _____ 担当官_____	許可/不許可 （部長_____）
---	--------------------------------